

令和8年度 掛川市女性活躍推進事業支援委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 掛川市女性活躍推進事業支援委託

2 業務の目的

本業務は、市内在住の女性に対して、結婚・出産等のライフイベントによるキャリアの分断や、非正規雇用における所得格差を解消するため、地域女性に対し、柔軟な働き方が可能なデジタルスキルの習得支援（リスキリング）から、就労までの一体的なサポートを行うことを目的とする。

本業務の実施にあたっては、市内の女性の活躍および掛川市が目指す地域活性化を実現するための多様な視点、専門知識、豊かな経験などが高いレベルで求められるとともに、掛川市の実態に合わせた独自の視点からの提案とその検討を行う積極性が求められることから、プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

3 業務対象区域

掛川市内とする（実地及びオンラインの併用）。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務の概要

(1) 業務名：掛川市女性デジタル人材育成・就労支援業務

(2) 業務内容

- ① 参加者の募集・選考
- ② デジタルリスキリング研修の実施
- ③ 伴走支援・オンラインコミュニティの運営
- ④ 就労支援・マッチング

(3) 予算上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務内容

(1) 参加者の募集・選考

- ①対象：掛川市内に在住する成人女性。
- ②定員：受講者数は10名以上とし、具体的な人数については、本仕様書に定める業務内容及び予算の範囲内で受託者が企画提案するものとする。
- ③内容：SNS、市広報等による周知を行い、意欲や就労の可能性を考慮した選考を実施すること。

④応募多数の場合は、市と協議の上定める選考基準に沿って受講者を選定するものとする
こと。

(2) デジタルリスキング研修（約4か月間）

①形式：eラーニングを中心としつつ、集合研修を適切に組み合わせること。

②内容：

- ・柔軟な働き方（テレワーク、BPO業務、事務系DX等）に直結するデジタルスキルの習得。
- ・集合研修（2回以上）：マインドセットの形成、キャリアビジョンの作成。
- ・eラーニングについては、概ね150時間以上の学習時間を要する内容を目安とし、受講者が自宅等から柔軟に学習できる環境を整えること。
- ・eラーニングや集合研修に当たり受講者が使用するソフトウェア、アカウント、教材等は、受講者に金銭的な負担が発生しないものを基本とする。有償のソフトウェア等を必要とする場合は、安価なものとし、受講期間中に必要となる1人当たりの費用の目安を事前に掛川市に提示し、協議の上決定すること。
- ・修了認定試験の実施：習得度を客観的に評価すること。
- ・研修を通じて受講者に身に付けさせるべきスキル水準（到達目標）及び修了の基準（修了認定・不認定の判定基準）を設定すること。これらの内容については、企画提案書に明示すること。

(3) 伴走支援・コミュニティ運営

- ①オンライン（ビジネスチャット等）を活用し、学習の質疑応答やモチベーション維持のためのサポートを随時行うこと。
- ②受講生同士のネットワーク構築など、孤立を防ぐ支援をすること。

(4) 就労支援

- ①キャリアコンサルタントによる個別Web面談の実施。
- ②キャリアサポートプラットフォーム等への登録支援。
- ③受講者の就労を促進するため、就業先となる地域企業やリモートワークの案件開拓などを実施すること。
- ④受講者が習得したデジタルスキルを活用して就労できるよう、キャリアヒアリング及び案件紹介等の就労支援を行うこと。
- ⑤受講者が円滑にリモートワーク等の案件に応募できるよう、応募の流れ・留意点等について必要な説明や支援を行うこと。
- ⑥地域企業とのマッチングに当たっては、掛川市と連携し市内企業等へのヒアリングや説明機会の設定等を通じて、テレワーク・DX関連業務の受け皿拡大に努めること。

(5) 受講料の徴収

- ①本事業の受講者から受講料を徴収するものとする。受講料の額は提案内容に基づき掛川市と協議の上決定する。

- ②受講料の徴収に当たっては、募集要項、募集チラシ、専用ウェブページ等において、受講料の額、支払方法、支払期限、返金の有無・条件等を明確に記載し、受講希望者に十分説明すること。
- ③受講料は、原則として受講開始前に一括で徴収するものとする。ただし、分割払いや支払期限の延長等を認める必要がある場合は、事前に掛川市と協議の上、その方法を定めること。
- ④受講者のやむを得ない事情（疾病、出産、介護等）により受講を継続できなくなった場合その他掛川市が必要と認める場合の受講料の返金の有無及び方法については、受講者に不利益が生じないように配慮したうえで、掛川市と協議し決定すること。
- ⑤受講料収入は全額掛川市の収入とし、受託者は本業務の一環として受講料を徴収した後、掛川市の収入として適切に処理するものとする。受講料収入に係る会計処理及び収支報告の方法については、事業者決定後に掛川市と協議の上定めるものとする。

7 成果目標（KPI）

本業務において、受託者は以下の目標達成に努めるものとする。

- ①研修受講者数：10名以上
- ②研修修了率（合格率）：70%以上
- ③修了者のうち1年以内の就労率：70%以上

8 主要スケジュール案

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 受講者の募集、事業説明会 | 令和8年7月から8月 |
| (2) 受講者の選考 | 令和8年9月 |
| (3) 研修開催 | 令和8年10月から令和9年2月 |
| (4) 就労支援 | 令和9年2月から3月 |

9 その他の留意事項

- (1) 本業務に関する資料及び成果品（報告書、教材、マニュアル、広報物等）の一切の権利は、掛川市に帰属するものとし、受託者は掛川市の許諾なしにこれらを他に公開、貸与及び使用してはならない。ただし、本業務の実施に必要な範囲においてはこの限りでない。
- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 業務遂行にあたり、掛川市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (4) 業務履行の過程において、掛川市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (5) 本仕様書を変更する必要がある場合は、掛川市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。
- (6) この業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- (7) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

- (8) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (10) 本業務の処理に関し、受託者の責めに帰すべき事由により掛川市又は第三者に損害が生じた場合、その損害の賠償に要する費用は受託者が負担するものとする。
- (11) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの概要、業務内容及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、承諾した場合はこの限りでない。

10 事務局（問い合わせ先）

〒436-8650 静岡県掛川市長谷1-1-1

掛川市経営企画部企画政策課（担当：藤澤、寺田）

電話 0537-21-1127

FAX 0537-21-1167

E-Mail kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp